

奈良県人権施策協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十六号

奈良県人権施策協議会規則の一部を改正する規則

奈良県人権施策協議会規則（平成十四年三月奈良県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十二人」を「十五人」に改める。

第九条中「くらし創造部人権施策課」を「文化・教育・くらし創造部人権施策課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。